九十三　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

九十四　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十五　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

九十六　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

［{59,555円×（A／36,500円）}－（28,467,000円×B×C×D／100,000人）×2］×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A／36,500円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555円×A／36,500円、28,467,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Aに規定する測定単位の数値

C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Cに規定する段階補正係数

D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Dに規定する密度補正Ｉ係数

二　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

｛(A＋23,055円）×E－（6,748,000円×B×C×D／100,000人）｝×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、（A＋23,055円）×E，6,748,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

九十三　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

九十四　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十五　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

九十六　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

［{59,555円×（A／36,500円）}－（28,467,000円×B×C×D／100,000人）×2］×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A／36,500円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555円×A／36,500円、28,467,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Aに規定する測定単位の数値

C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Cに規定する段階補正係数

D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Dに規定する密度補正Ｉ係数

二　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

｛(A＋23,055円）×E－（6,748,000円×B×C×D／100,000人）｝×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、（A＋23,055円）×E，6,748,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。